

平成二十七年

第二回定例会代表質問

区政報告

千代田区議会議員

桜井ただし

皆さんこんにちは 桜井ただしです。

本日はお忙しい中を『桜会ファミリーの集い』にお越し下さり有難うございました。心からお礼を申し上げます。

今年四月、五期目の挑戦を果たし区民の皆様の審判を仰ぐことが出来ました。これからも初心を忘れず区民の皆様の為、頑張つて参ります。

さて、私の後援会は『桜会ファミリーの集い』という名のとおり、家族のように親しく何でも話せて、気軽に相談いただける会です。皆様とはいっつも心が通じ合える、そんなお付き合いができればと思っております。これからも宜しくお願い申し上げます。

本日、お届けする区政報告は平成二十七年第二回定例会に於いて私が自由民主党議員団を代表して質問をした時のものです。

区政を取り巻く諸課題について質問をいたしました。

今後も区民の皆様の為、一生懸命頑張つて参りますので宜しくお願ひ致します。



【議会関係現職】

千代田区議会

地域保健福祉委員会委員長

議会運営委員会委員

お茶の水小学校・幼稚園の改築と

周辺地域の整備特別委員会委員長

オリンピック・パラリンピック対策

特別委員会委員

都市計画審議会委員

千代田区

自由民主党議員団

副幹事長

平成二十七年第二回定例会において、自由民主党議員団を代表して質問をいたします。

去る四月二十六日に執行された区議会議員選挙では、私ども自由民主党議員団は、残念ながら全員当選とまではいきませんでした。改選前から484票を伸ばし、7,564票の信任を受け、改選前と同様の10議席を確保することができました。これも、私ども自由民主党議員一人一人の日頃の取り組みが、区民の皆様の高い信任を受けた結果だと思っております。今後とも、区議会最大党派としての責任を持ち、区民の皆様のため頑張ってまいることをお約束したいと思います。

さて、今回の選挙において、選挙ポスターが多くのマスコミにも取り上げられ、全国区で話題になりました。そのポスターは、裸の候補者が日本刀を高く構えたもので、その姿に誰もが度肝を抜かれ、これが選挙ポスターでよいのかと目を疑いました。公営掲示板は学校施設の周りに多くあるため、小さなお子さんたちにも興味を持たれ、中には写真を撮る子どもも見受けられました。

このことを選挙管理委員会に聞く
と、ポスターについては、サイズなど



の規格と掲示責任者と印刷会社の記述だけで、内容については、それが虚偽の内容か、利益誘導に当たる内容かしかなく、公序良俗に反するか否かを判断することが極めて難しいとのご指摘がありました。今回の選挙で、多くの方々から苦情が寄せられたと聞きました。私は、選挙期間中、何の対応もなくこのことが放置されたことに、大人の一人として、そして大人の責任として疑問を持たざるを得ません。ぜひ、選挙管理委員会の中で、このことについて話し合っていたいただきたいと思えます。

私たち自由民主党議員団は、広く区民の信頼に答えられるよう、現状に甘んじることなく、国政、都政、区政の連携のもとに、これからも真摯に取り組んでまいります。

こうした思いから、以下の質問をしてみたいと思います。

まず、災害対策についてお伺いいたします。

去る五月三十日の夜、小笠原諸島西方沖を震源とする地震が発生し、また、五月十三日には岩手県で震度5強の地震、22日には鹿児島県で震度5弱の地震、二十五日には埼玉県北部を震源とし、茨城県で震度5弱の地震が発生しました。さらに、全国で活発な火山活動が続いており、災害対策の重要性がますます高まっております。数年前までの区の災害対策は、主に地震をベースに計画されてきました。しかし、東日本大震災以降、リスクが高まってきた火山噴火による災害、また、近年増加している大型台風の接近やゲリラ豪

雨により想定される水害などにも対応するため、区は地域防災計画の修正を行ってきていることは評価すべきことだと思います。

「区民生活の安全を確保し、安心を支えること」が区の役割でありますから、災害対策を充実することは当然であります。対策を講ずるに当たって、「想定外の事態」「まさか」という言葉は通用しません。

「千代田区地域防災計画」が、災害対策、風水害対策、火山対策と、さまざまな自然災害に備えて、今までに改定を重ねておりますが、今後自然災害を一つ一つ検証して、不断の見直しを行うべきだと思います。

いつのときにも大切なことは、計画の充実とともに、発災時の迅速、的確な対応をするための態勢であります。突然の火山噴火で全島民が避難した口永良部島では、島民それぞれが、いつか起こるであろう火山噴火に備え、自分たちは火山と共生しているという高い防災意識に基づいた事前準備を進めていたそうであります。

常日ごろの備えは、まさに防災の基本理念である「自助」と「共助」を具現化したものであり、このことが、突然の大規模な噴火にもかかわらず、全ての島民が速やかに島外へ避難することが可能になったのではないのでしょうか。「自助」と「共助」に加えて「公助」があつてこそ、災害対策は強化されます。

地元自治体である屋久島町は、昨年から口永良部島の火山活動が



活発化していたことから、新たな避難所の設置や避難ルートの整備、訓練実施など、避難準備の態勢を整えていたとのことでもあります。また、今回の噴火では、町長が速やかに全島避難指示を出したことにより、島民に、より迅速な避難活動が促され、1人の犠牲者も出さことなく現在に至っております。

このように、災害が想定内であっても、想定外であっても、行政の役割である「公助」は必要不可欠なものであり、住民の安全を守るために適時的確な指示を出さなければならぬ首長——本区でいえば区長になりますが——の役割は、とても重要だと思います。そして、首長の指示が必要な情報は、迅速かつ確実に人々に届かなければなりません。

現在、そのための有効手段の一つとして、本区では防災行政無線があります。東日本大震災において未曾有の津波被害が発生したことを受けて、内閣府が実施した「東日本大震災時の津波・避難情報の入手に関する調査」によると、津波警報や避難に関する情報を見聞きした人のうち、約半数の人が防災行政無線から情報を入手したそうです。都市と地方の差はあるものの、正確な情報を一斉に、かつ速やかに提供するために、防災行政無線の活用した災害時の情報提供の重要性は明らかであります。

そこでお尋ねします。

地震、火山噴火、台風や豪雨など、



さまざまな自然災害に対する安全・安心が求められている中、区の防災対策として、区長の判断がスピーディーに行き渡るような組織が形成できているのでしょうか。昨今の多発する自然災害を踏まえた防災対策が、組織改正にどのように反映されたのか、改めて区長の見解を伺いたいと思います。

また、区長の判断や防災情報は、区民を初め、区内の在勤者や在学者の方々のみならず、観光で区内を訪れる方々にもいち早く伝えなければなりません。そのための有効な手段であるべき防災行政無線に関して、日常的に流れている試験放送が一部の地域では聞こえづらい、あるいは聞こえないという声を耳にすることがあります。今年度に防災行政無線の更新を図るための予算が計上されておりますが、更新に当たって、これらの声への対応は考慮されたものとなっておりますでしょうか。区民の安全・安心を守るために、最大限努力する姿勢として、区の対応をお伺いしたいと思います。

次に、住宅基本計画についてお尋ねします。

今、本区の住宅施策は、1つの曲がり角に差ししかかっていると思います。住民基本台帳人口が5万人を超え、10年後



には6万5,000人を超えることが予想されています。このような状況において、現在の住宅施策が本区にふさわしいかどうか、立ちどまって考えるべきではないでしょうか。

これまでの住宅施策は、昭和から業務地化や人口減少が平成に入ってもなお続く中で、住宅を増やす、住民を増やすという1点に絞って行ってまいりました。このことが、バブル期にはコミュニティ崩壊の危機と言われるまでに減少した人口が、増加に転じて、定住人口5万人の回復へとつながっていったわけですから、先人たちのご努力に対して敬意を表さなければなりません。

一方、10年間以上にわたって人口増加が続く中で、さまざまなところに生じているゆがみも明らかになっております。例えば、保育園の数が足りない、幼稚園や小学校の教室数が足りないなどの懸念が顕在化しております。また、地域社会の担い手の高齢化に加え、マンション居住者が大きく増えたことで、旧来からの町会を中心にしたコミュニティの運営が一層難しくなったという状況も見受けられます。

また、首都直下型地震を初めとする大規模災害への懸念が指摘されている一方、全国的に老朽化した住宅の増加の問題が大きくなりつつありますが、これは、区が管理する公共住宅についても同様ではないでしょうか。昭和から供給してきた公共住宅については、建てかえを含めた機能更新を検討すべき時期に来ているものと考えられます。

定住人口が減少する中で導入した借上型区民住宅制度や住宅付置・開発協力金制度、あるいは老朽化した公共住宅の機能更新など、住宅施策はいずれも入居者や事業者など、さまざまな主体とのかかわりの中で実施されています。それだけに、その方向性を変えることも決して容易でないことと考えられます。しかしながら、住まいを取り巻く状況がこれだけ変化している中では、やはり住宅施策の方向転換をしていくことが必要なのではないでしょうか。

そこでお尋ねします。
人口5万人回復を果たした一方、さまざまな課題が生じている状況において、これからの住宅施策をどのように進めていくべきか、区の姿勢や基本的な方向性をお伺いしたいと思います。また、老朽化が進む公共住宅の機能更新に対して、区はどのように考えているのか、基本的な方



針をお伺いしたいと思います。

次に、**保養施設**についてお伺いをいたします。

本区では、昭和34年の箱根の仙石荘の開設を皮切りに、保養施設などの運営が始まりました。昭和四十四年には箱根千代田荘、昭和五十二年には湯河原千代田荘、昭和六十一年には軽井沢少年自然の家、昭和六十三年には婦恋自然休養村が開設され、その後、運営方法の改善を行いながら今日に至っております。この間、区議会としても、効率的・効果的な施設運営の観点から、積極的に議論をし、湯河原千代田荘の借り上げ方式への移行による財政負担の軽減に大きく寄与したものと自負しております。

その後、執行機関からは、昨年の五月に保養施設などの見直しの方向性について、議会への報告があり、また、六月から七月には区民への説明が行われました。その内容は、公が保養施設を提供する必要が薄れており、区民の利用率の低さに比べて財政負担が大きく、また、施設の老朽化に伴う財政負担増加が懸念されるとの認識から、区長招集挨拶にも触れていらっしやいました。が、「湯河原千代田荘は借り上げ方式を当面継続する」「箱根千代田荘は貸与を継続するか廃止することが望ましい」「婦恋自然休養村は廃止することが望ましい」というものでした。



一方、保養施設ではありませんが、教育施設を利用した学校における宿泊行事についても同様であります。学校における宿泊行事のあり方については、教育委員会での議論が未熟との指摘が議会よりなされ、箱根千代田荘の事業者募集が行われた以外は、そのまま今日に至っているものと認識をいたしております。

本区には、教育施設として軽井沢少年自然の家があります。軽井沢少年自然の家は、自然に恵まれない本区の子どもたちが、自然に親しみ、また、集団生活を通じて健全な心身の育成を図ることができよう、軽井沢高原学校を前身として、昭和61年に開設されました。平成5年には、生涯学習の場としても利用できるよう、いわゆるメレーズ軽井沢と呼ばれている2期施設が増設され、広く区民などにも開放されています。軽井沢少年自然の家は、軽井沢高原学校の時代から長きにわたり、林間学校や移動教室の際の宿泊施設として、千代田の子どもたちにも利用されてきました。

こうした学校の宿泊行事は、軽井沢少年自然の家を利用したもののほかに、かつては七尾林間学校や、鎌倉臨海学園、保田臨海学校、箱根高原学校でも実施されてきました。これらの教育施設を利用した宿泊行事は、自然に触れる機会の少ない本区の子どもたちにとって、山や海の自然環境の中で集団生活をするという貴重な体験が得られるよい機会でありました。

しかしながら、利用実態から見れば、軽井沢少年自然の家は、現

在、小学校5年生の孺恋自然体験交流教室と中学校、中等教育学校の1年生の移動教室のみに利用されており、利用日数も年40日程度であり、1年の大半は閉鎖されているのが実態と伺っております。

一方、こうした中、最近、「中一ギャップ」という言葉を耳にします。小学校から中学校に上がった際に新1年生が直面する、科目数の増大や教科の担任制といった学習面での強化、先輩や他の小学校からの同級生など、新たな人間関係の形成が、こうした変化になじめず、不登校になったり、あるいは、いじめが発生する現象のことです。宿泊行事は、わずか数日間であったとしても、寝食をともにして生活し、集団生活の中で人間関係を学ぶよい機会であります。このような「中一ギャップ」を解消し、いじめや不登校といった問題に早期に対処する一つの手段として、宿泊行事を活用することはとても大切なことだろうと思います。もちろん、こうした宿泊行事を行うためには、それに適した施設や環境が必要であることは、言うまでもありません。

そこでお尋ねします。

1点目は、保養施設の利用状況や運営コストについてであります。詳細は委員会での報告を待ちますが、区民の利用状況の実態、区民から寄せられている感想、そして、その運営にかかるコストの実態についてお聞かせください。

2点目は、見直しについての区民の意見把握についてであります。公共が保養施設経営を行う必要があるのか、また、膨大な財政支出

を行うべきなのかといった問題提起は理解できませんが、保養施設の抜本的見直しには、区民の理解が必要であります。今後、どのように区民の意見を把握されるおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目は、経過措置についてであります。昨年、議会に報告された経過措置案では、施設を廃止する場合、連合町会・長寿会への宿泊補助は、民間宿泊施設を利用して継続するとともに、一般区民向けには、廃止地区に民間宿泊施設の「指定方式」を導入するとのことでした。「指定方式」により、利用者が施設を選択できるようにすることは評価できますが、指定施設自体はどのように決定されるのでしょうか。区民が利用を望む施設でなければ、現在の保養施設の代替とはなりません。経過措置についての区のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

4点目は、教育施設を利用した宿泊行事についてであります。私は、これまでの保養施設のあり方と、軽井沢のような教育的利用のための施設とは分けて考える必要があるのではないかと思っております。区として、子どもたちを取り巻く状況の変化を踏まえた、これからの学校における宿泊行事をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。また、そのための施設には、どのような機能が求められるのでしょうか。また、どのような施設がらさわしいと考えているのか、区のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、子ども・子育て支援新制度についてお伺いいたします。

この4月、子ども・子育て支援新制度は、全国で一斉にスタートしました。この新制度は、社会保障と税の一体改革の一環として、平成24年8月に成立した、いわゆる「子ども・子育て支援3法」に基づくものです。新

制度では、幾つかの大きな改革がありました。その一つが、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育所への給付の創設であります。これにより、幼児期の学校教育と保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで公費対象となりました。

また、放課後児童クラブについても、地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、対象児童を「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ拡大するなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援が実施されることとなりました。さらに、区市町村が制度の実施主体として、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援を提供する責務を負うこととなっています。

今回の第1回定例会では、私は自由民主党の代表質問の中で、区の子ども・子育て支援新制度に関する方針をお尋ねし、保育園・学



童クラブの計画的な整備や、在宅で子どもを育てているご家庭への支援、子ども・子育て支援事業基金などの財源の確保状況など、区の取り組み内容が明らかになりました。

しかし、この子ども・子育て支援新制度は、既に私たち千代田区においては先進的に取り組んできた内容が多くありましたが、その内容において、少々難解であったために、区民の方々には、今回の新制度になって何が変わったのかわかりづらいのが実態ではないかと思っております。

そこでお尋ねをいたします。

新制度になって、今までの次世代育成施策と比べて大きな変化があったのか、また、新制度が導入されて、その成果としてはどう見込まれているのかをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、**衆議院九段議員宿舎跡地の活用**についてお伺いをいたします。

平成二十二年に議員宿舎の建物が取り壊され、5年間、更地のままの状況になっています。周辺住民のみならず、多くの区民からは、あの土地を子どもが自由に外遊びできる場所として活用すべきという声が上がっています。一定規模の土地を確保する

ことが困難な千代田区で、この場所の存在に対して、このような声が出るのは当然であります。



ホームページへ
ようこそ

我々自由民主党議員団は、執行機関に対して検討を促してまいりました。今までも、執行機関においては、この土地を所管する衆議院事務局に対して要望書を提出するなどの努力をしてきたものの、相手側からは、手続等を考えると、暫定であっても貸し出しすることは困難との回答を得ているということで、事実上、この件は行き詰まっていたという状況でありました。

そこで、我々自由民主党議員団では、公明党議員団と連携しながら、衆議院議会運営委員会の委員長などにお会いして、本区の状況をお伝えし、区民のために活用できるように要望し、あくまで暫定利用の範囲ということで一定の制約はありますが、貸し付けに向けて、前向きに協議ができるような状況となりました。

そこでお尋ねします。

九段議員宿舎跡地を借りることが可能になった状況を受け、活用に向けて、協議の進め方、活用策の検討方針について、執行機関としての見解をお答えください。

以上、千代田区政にとって最も基本となる諸事項について質問をいたしました。区長並びに関係理事者の明快な答弁をお願いし、質問を終わります。ありがとうございます。

石川区長

桜井議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災面から見た組織体制についてお答えを申し上げます。

地震、火山噴火、台風といった自然現象を防止することはできませんが、それに伴う災害に備え、被害をできる限り少なくすることが肝要であろうと思います。災害への備えは、一人一人が自分の生命と財産を守る、地域の人、企業などが協働して地域を守る、そして行政が地域全体をカバーし、支援をするという、いわゆる自助、そして協力は、普通の共助ではございませんで、力を合わせた協助、すなわち区民の方と、膨大な事業所がありますし、行政、これが力を合わせて協助という関係と、最終的に公助という、そのバランスが必要だということでございます。ご承知のとおり、千代田区の災害対策基本条例上も、力を3つ合わせた「協助」という概念がございます。

そこで、区民の皆さんの安全を守る使命を担っている区役所は、災害発生の事前事後を含め、できる限り「対策」を講じ、公助を有効的に機能させる必要があると思っております。発災時における対策として最も重要なことは、情報収集し、二元的に管理すること。そして、必要な人員を適切に配置をすることだろ



うと思えます。

一方では、ご承知のとおり、災害時にも必要な行政機能を確保し、円滑に事業を継続するための事業継続計画、いわゆるBCPを考える上で、継続が必要な事業に対して、どのように人員配置をするかということも、かなり重要な話になってまいります。そのために、災害対策を担う所管課を、先般の組織改正で、区の職員的人事を持っているところ、あるいは広報を所管するところでもあります「政策経営部」に災害対策の部門を移したのも、こつした考え方であります。これにより、これまで以上に情報の一元化を徹底し、平時の組織体制の枠を超えた弾力的な区職員の人員配置を行い、全庁を挙げて迅速な対応を図っていくということが、より一層可能になったということ、組織改正をしたわけでございます。

そして、首都直下地震や大型台風による水害など自然災害の発生が危惧されている状況の中で、引き続き区民の生命と財産を守るために、柔軟に防災計画等を時宜に合わせて対応をまいりたいと思えます。

次に、**住宅施策**について、私から概略を申し上げます。

ご承知のとおり、千代田区では、首都東京の中心であり、立地特性を背景に、業務地化が急速に進行し、それに伴い、住宅供給の停滞や一貫した人口減少など、自治体



としての存立基盤そのものが憂慮される状況に直面した経験を有していることは、議員ご承知のとおりだろうと思います。

私が区長に就任したときは、3万9,000という定住人口でありまして、本当に自治体の存立として非常に危機感を持っていたわけでございます。このような状況の中で、いかにして定住人口を回復するかということについて、区議会の皆様方と執行機関が英知を結集して今日の状況をつくり出したというふうに私は思っております。その際、変化の激しい都心において、区のとりに得る施策の根幹をなしてきたのが、住宅付置制度による民間誘導だろうと私は思っております。

住宅付置制度は、業務優先の開発事業者に対して、住宅の供給を促すことで、住宅の量の確保や住宅を取り巻く生活基盤の創出、そして人口回復に寄与してきたという意味では極めて、私は、有効な施策であったというふうに思います。近年、都心回帰の流れの中で、都心部においても住宅供給が、こうした状況で進められたのだろうと思います。

そうした中で忘れてはならないのは、多様な機能が高度に集積し、とりわけ業務地化としてのポテンシャルの高い千代田区が、社会経済情勢の変化や開発事業の動向一つで、再び業務地化へと転ずる可能性も常にあるという、そういう認識を、私は持つべきではないかと思っております。そのために、千代田区においては、開発事業者に対する誘導なくして、多様な都市機能と住まい・住環境の調和を

図ることができない点は、今後も変わらない方向だろうと思いますので、ぜひそれはご理解を賜りたいと思います。

したがって、これからの住宅施策については、民間の力を活用しながら取り組みを進めていくことは変わらないと思います。その際、都心部において当面の人口増加が見込まれていることを念頭に置き、「住宅の量」の確保から「住環境の質」への向上へと視野を広げながら、多様な価値観を有する人々に対応した住まい方の進捗、住まいを取り巻く住環境の整備に対して、これまで以上に力を置きながら取り組んでまいりたいと思っております。

なお、詳細及び他の事項については、関係理事者をもってご答弁をいたさせていただきます。

子ども部長

桜井議員の子ども・子育て支援新制度についてのご質問にお答えいたします。

まず、子ども・子育て支援新制度になっての変化についてでございます。

子ども・子育て支援新制度の発足によりまして、幼稚園等での教育を希望される方は1号認定、満3歳以上で保育所等での保育を希望される場合は2号認定、さらに、3歳未満の保育を希望される場合は3号認定と、幼稚園や保育園の利用手続が変更になるなど、区民の皆さんにわかりにくいのはご指摘のとおりでございます。

新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援など、必

要とする全ての子育て世帯が利用できる支援を指すものではございませんが、区では独自にとらなる質の向上を図る観点から、新たに、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」を制定しました。この条例に基づきまして、本年度からは、認可保育所と認証保育所、こども園、幼稚園、幼保一体施設など、その形態や公立、私立の実施主体の違いにかかわらず、等しく良好な保育・教育サービスの提供を受けることができることを目指しまして、保育士の処遇改善などの財政支援や、遊び場確保などの施設支援を含め、支援内容をより強化してまいります。

こうした取り組みを通じまして、子どもたちの発達や遊び、学びの連続性を考慮した環境を確保し、保育の質の向上につなげてまいります。

次に、子ども・子育て支援新制度の導入による成果についてでございます。

新制度による地域型保育事業である家庭的保育事業や事業所内保育事業、さらには、居宅訪問保育事業による保育供給が、待機児童ゼロの達成に寄与したものと考えてまいります。

しかしながら、就学前人口の急増によりまして、保育需要の増大が予想されます。今後とも、新制度を活用した保育供給の拡大に取り組みとともに、子どもが健やかに育成される環境の整備に努めてまいります。



教育担当部長

桜井議員の宿泊行事についてのご質問にお答えいたします。

区立学校の宿泊行事は、これまで学習指導要領にのっとり、子どもたちが自然に親しみ、また、集団生活を通じてさまざまな体験ができるよう実施してまいりました。特に、都心にあつて、自然に親しむ機会の少ない千代田区の子どもたちにとって、宿泊行事は、貴重な自然体験の機会として、大きな意義があるものと考えております。

こうした中、近年、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、不登校やいじめ等の諸問題が社会問題化しています。これらを踏まえ、心の教育の推進に重点を置いた取り組みが重要でございますが、その1つとして、集団への帰属意識や連帯感の育成、望ましい人間関係づくりといった視点から、宿泊行事の見直しを図る必要があると考えております。

また、中学校、中等教育学校においては、各校の教育課程や特色化の方針を踏まえ、短期間の宿泊行事の中で効率的に学力、体力、自己肯定感などを育成するプログラムを工夫して実施することも大切であると認識しております。

具体的には、議員ご指摘のように、中学1年生では、中一ギャップの解消といじめ問題等に対して、早期に対応するためのクラスづくり視点で置いた「オリエンテーション合宿」を実施してまいりますと考えております。また、中学2年生では、生徒の主体的に取

り組む力の育成に向けて、勉強合宿やスキー合宿など、各学校の特色や生徒の実態に応じたプログラムで実施する「学校裁量型合宿」などを考えております。これらの宿泊行事を効果的に行うためには、セミナールームのような室内での討議や作業ができる施設が有用であると考えております。

しかしながら、現在、移動教室等で使用している軽井沢少年自然の家は、こうした設備がないなど、今日的な教育課題に対応した宿泊事が実施できる施設とはなっておりません。また、中一ギャップの解消のために実施するオリエンテーション合宿は、4月の早い時期に行く必要がありますが、4月の軽井沢はまだ気温が低く、屋外での活動も大きく制限される場合もございます。

今後、現代の子どもたちを取り巻く教育課題を的確に捉え、その課題解決に向け、よりふさわしい立地、設備を備えた施設を活用し、最も有効かつ効果的な宿泊行事となるよう取り組んでまいります。

地域振興部長

桜井議員の保養施設に関するご質問にお答えいたします。

まず、利用状況や運用コスト等についてであります。

平成26年度の利用状況は、利用者が一番多かった箱根千代田荘でさえ、全区民の4.3%にとどまっております。他の施設はそれ以下であります。なお、今年度は、残念ながら、箱根山の火山活動が活発化し、現在、強羅周辺は人もまばらであり、区民利用の全くない日も多くなっております。そのような中でも、保養施設運営には毎

年2億円強のコストがかかっております。さらに、今後は、各施設とも大規模修繕が必要な時期を迎えており、一層の財政負担が求められる状況にあります。なお、民間施設のレベルアップに伴い、区民からは、保養施設の維持管理、食事、従業員の接遇等への苦情が増加傾向にあります。

次に、見直しについての区民の意見把握についてであります。

今後、見直しの具体的な内容につきまして、議会への報告の後、昨年同様、連合町会や長寿会などの各利用団体に丁寧な説明を行い、ご意見を伺ってまいります。

次に、経過措置についてであります。

議員ご指摘のように、指定方式の導入に当たりましては、区民が利用を望む施設を適切に選定できるよう、区民の代表者等から成る選定委員会を組織して、ご検討をいただく予定でございます。

まちづくりの担当部長

桜井議員のご質問のうち、住宅施策について、区長答弁を補足してお答えいたします。

千代田区では、近年、都心居住に魅力や価値を感じた人々の流入により、人口増加が続いております。マンション居住者の急激な増加や子育て世帯の流入、高齢者世帯の増加等に伴う課題に対応していくためには、住宅供給そのものより、多様な住まい方や住まいを



取り巻く環境の整備を、より重視すべき時期に来ているのだろうと思えます。

こうしたことから、現在策定中の第三次住宅基本計画においても、住宅の量から「居住の場を取り巻く環境への整備」や「多様な住まい方の推進」へと視野を広げながら、住宅施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、公共住宅の機能更新に対する考えについてですが、ご指摘のとおり、区の公共住宅についても、経年による老朽化が顕在化しつつあるものが見受けられ、機能更新を具体的に検討すべき時期に来ているものと認識しております。住宅の機能更新に際しては、入居者の調整や、工事の際の仮住居の確保、住みなれた地域とのつながりなど、多くの検討課題に対応していかなければなりません。また、限られた土地を有効に活用しながら建てかえ等を進めていくには、複数の住宅や併設施設の機能も含め、包括的に検討する必要があります。建てかえ等の実施には都心ならではの難しさもありますが、老朽化が進む既存の公共住宅の機能更新に向けた具体的な取り組みを進めてまいります。

政策経営部長及び政策推進担当部長

桜井議員の災害対策に関する質問のうち、防災行政無線の更新についてお答えをいたします。

先ほど区長の答弁にもございましたが、発災時どのような行動を

とるべきかを区民の皆さん自身で判断していただくために、リアルタイムな情報の発信が大切であります。区では、現在、災害などの緊急情報の伝達手段として、防災行政無線、安心・安全メール、緊急速報メール、ホームページ、ツイッターを用い、速やかな情報提供を行っております。

しかしながら、防災行政無線が聞こえづらい、または遮蔽されたマンションでは聞こえない、安心・安全メールの事前登録が手間であるなどの声が寄せられており、現在の情報提供に関して課題があることも事実であります。

このうち、防災行政無線につきましては、機器の老朽化などの課題解決に合わせて、今年度デジタル式の機器に更新をいたします。デジタル式に更新することにより防災行政無線による放送を聞き逃してしまった場合の補完措置として、放送の内容が電話で確認できる応答機能を追加いたします。また、一部の屋外機器と、区施設及び町会等に配布する個別受信機では、放送内容を文字で表示させることにより、聴覚に障害のある方を含め、今よりも確実に情報提供することが可能となります。

さらに、屋外のスピーカーの音量についても簡便に調整ができるようになることから、地域の状況に合わせて



個別に対応することも可能となります。加えて、昨年度実施した伝達調査結果に基づき、聞こえづらいと思われる地域に新たに4カ所の機器を増設することとしております。

今後につきましては、ご案内の防災行政無線の多言語化への対応や、現在実証実験中の東京ケーブルネットフックによる文字放送など、正確な情報を迅速、かつ確実に皆様にお届けするため、多様な伝達手段を活用できるよう努めてまいります。

次に、衆議院九段議員宿舎跡地の活用についてでございます。

ご質問にもありましたとおり、これまで、衆議院事務局に対して暫定利用に関する要望書を提出するなどの折衝をいたしました。借入は難しいとの見解が示され、断念したという経緯がございました。そうした状況の中、さまざまな方々のお力添えにより、国の跡地活用が動き始めるまでの暫定的な利用ではありますが、借入に向けて具体的な協議ができる状況となりました。

今後、速やかに衆議院事務局に借入の意思をお伝えし、使用可能な面積や借入の条件等について協議を進めてまいります。また、協議と並行して、利用方法の具体的な検討を行い、できるだけ早期に暫定利用が実現できるよう、鋭意取り組んでまいります。

千代田区の保養施設には箱根、湯河原、嬬恋、軽井沢の4つの施設があります。その内、3.施設についてはその利用状況や保養施設を取り巻く現況などを鑑み区は施設の廃止、売却の考えを示しています。委員会としてはそれぞれの施設を取り巻く環境が異なることから、それぞれに施設の現況を調査し、その更なる活用の可能性について引き続き議論をしていく事と致しました。また、各町会長会議でのご意見や区民の皆様から頂いた貴重な声を重く受け止め大切な財産を安易に処分する事のないよう十分に調査、検討をして参ります。

第三回定例会を終わって

今回の決算委員会において、区長が示した麹町保育園の整備では、この地域の待機児童の解消に繋がらない事が明らかになりました。また、旧錬成中学校を活用した文化芸術事業についても様々な指摘がされましたが、平成二十四年度の各事業に当たっては概ね予算が適正に執行されている事から決算の認定に賛成をいたしました。

また、二年間に渡って空席となっていた副区長と教育長、教育委員の人事案件も賛成多数で可決いたしました。これからも区民の皆様のため、しっかりと議員の職責を果たして参ります。

